（被害者等の心情等の伝達の方法等）

第六十四条の二　法第百三条第四項の規定による心情等の伝達は、刑事施設の職員により、口頭で行うものとする。

2　刑事施設の長は、法第百三条第四項の申出をした被害者等に対し、その心情等を受刑者に伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を通知するものとする。

（法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条　法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～三　略］

（位置把握装置の携帯又は装着）

第六十五条の二　刑事施設の長は、法第百六条の二第一項の規定により外出又は外泊を許す場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊（以下この条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

［一・二　略］

［条を加える。］

（法第百六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条　法第百六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～三　同上］

（位置把握装置の携帯又は装着）

第六十五条の二　刑事施設の長は、法第百六条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊（以下この条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（少年院法施行規則の一部改正）

第二条　少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等） **第十六条**　少年院の長は、法第二十三条の二第二項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。	［条を加える。］

一　氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号

二　申出に係る在院者を特定するに足りる事項

三　申出人が法第二十三条の二第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2　少年院の長は、申出人に対し、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（被害者等の心情等の聴取の方法等）

第十六条の二　法第二十三条の二第二項の規定による心情等の聴取は、被害者等（同条第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第二十四条第五項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2　少年院の長は、前項本文に規定する方法による心情等の聴取を、その指名する職員に行わせることができる。ただし、被害者等の住所又は居所が当該少年院の所在地から遠隔の地にある場合には、当該住所又は居所を考慮して相当と認める少年院の長に依頼し、当該少年院の長又はその指名する職員に行わせることができる。

3　法第二十三条の二第二項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4　少年院の長は、法第二十三条の二第二項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

［条を加える。］